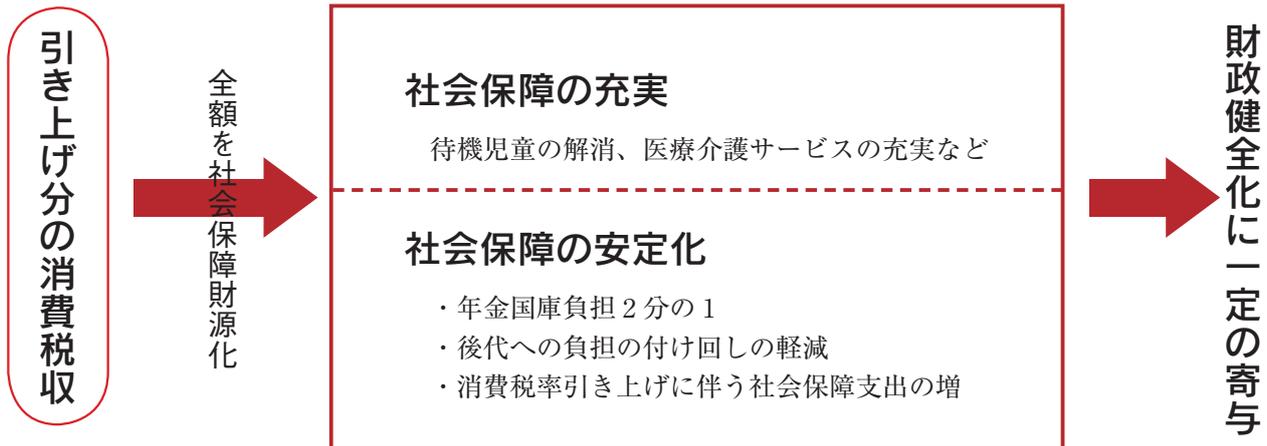


消費税率が5%から8%へ

平成26年4月1日より、消費税率（国・地方）が5%から8%に引き上げられました。引き上げ分の消費税込は、全て社会保障財源化され、社会保障の充実や安定化に充てられます。



事業者の方へ

消費税率の引き上げについて、転嫁、広告・宣伝、価格表示、便乗値上げなどに関するご相談がある方は、以下の相談窓口にお問い合わせください。

消費税価格転嫁等総合相談センター 専用ダイヤル ☎0570 - 200 - 123
 ○受付時間 平日午前9時～午後5時（平成26年4月まで土曜日も受け付けます。）
 ※通話料金がかかります。
 ホームページ上の専用フォーム <http://www.tenkasoudan.go.jp>（24時間受け付け）

消費税率引き上げに伴う給付措置

消費税率の引き上げに伴い、経済的な影響を緩和する暫定的・臨時的な措置として、以下のとおり給付金が支給される予定です。給付金の申請や手続きについて、詳細が決まり次第、広報しばやまおよび町ホームページにてお知らせします。

子育て世帯臨時特例給付金

子育て世帯の影響を緩和し、子育て世帯の消費の下支えを図ります。

■対象 平成26年1月分の児童手当を受給している方

■問合せ

○町福祉保健課子育て支援係 ☎77-3914

○厚生労働省の相談窓口

「子育て世帯臨時特例給付金ダイヤル」

☎03-3595-3528

午前9時～午後6時（土・日・祝日は除く）

臨時福祉給付金

■対象 平成26年度分町民税（均等割）が課税されない方

※町民税を課税されている方に扶養されている方や、生活保護を受けている方などは対象外です。

■問合せ

○福祉保健課福祉係 ☎77-3914

○厚生労働省の相談窓口

「臨時福祉給付金ダイヤル」 ☎03-3595-3529

午前9時～午後6時（土・日・祝日は除く）

協会けんぽからの お知らせ

全国健康保険協会（協会けんぽ）は、主に中小企業の勤務者とそのご家族が加入している健康保険で、加入者数約3540万人（千葉支部は約75万人）です。

平成26年度の保険料率について

平成26年度の健康保険料率は、平成25年度と同じ9.93%（千葉支部）を維持することとなりました。

一方、介護保険料率は、介護給付費が年々増加していることに伴い、このままでは約700億円を超える赤字が見込まれるため、本年3月分（4月納付分）より1.55%から1.72%に引き上げざるを得なくなりました。

今後も疾病予防のための健診の推進やジェネリック医薬品の普及促進などの医療費適正化に向けた取り組みをさらに強く進めてまいりますので、皆様のご理解をお願い申し上げます。

■問合せ 協会けんぽ 千葉支部
企画総務グループ ☎043-308-0522

加入者ご家族（被扶養者）の特定健診

加入者ご家族（40～74歳の被扶養者）に特定健診を実施しており、健診費用の一部（6,520円）を助成しています。なお、受信券は加入者ご本人の住所に直送します。

■特定健診とは？

メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣病の予防が目的の健診です。検査内容は、腹囲の計測・血圧・脂質・空腹時血糖・肝機能・尿検査などです。

■どうやって受診するの？

受診券（4月中旬発送予定）と健康保険証で受診できます。

■どこで受診するの？

健診機関の一覧および集団健診の日程や会場を協会けんぽのホームページに掲載しています。

■自己負担額は？

個別健診で1,180円（一部の健診機関は500円）、集団健診で500円です。

■その他

加入者ご本人には「生活習慣病予防健診」を実施します。勤務先にご案内を送付していますので、申込方法などは協会けんぽにお問い合わせください。

■問合せ 協会けんぽ 千葉支部 保健グループ ☎043-308-0525

その他	やめるとき	加入するとき	こんなとき
住所・氏名などの変更があったとき 保険証をなくしたとき	退職者医療制度の対象となったとき 国保の被保険者が死亡したとき	他の市区町村から転入してきたとき 職場の健康保険をやめたとき 子どもが生まれたとき	他の市区町村から転入してきたとき 職場の健康保険をやめたとき 母子健康手帳・印鑑
身分を証明するもの・印鑑	葬礼状・葬儀の領収書・印鑑・通帳 保険証・年金証書・印鑑 保険証・印鑑	国保と職場の健康保険証・印鑑 保険証・印鑑	届け出に必要なもの 他の市区町村の転出証明書・印鑑 職場の健康保険をやめた証明書・印鑑

○保険税は、加入の届け出をした日ではなく、資格を得た日までさかのぼって納めます。
○やめる届け出が遅れると、保険税を一時二重に支払ってしまう

ことがあります。また、うっかり国保の保険証を使って医療を受けてしまった場合は、国保が負担した医療費はあとで返還していただくこととなります。



届け出は14日以内に
国保の届け出を忘れずに！

問 町民税務課 国保年金係 ☎77-3913

国保に加入するときや、やめるときには届け出が必要です。必ず14日以内に届け出をしてください。



短期人間ドック助成制度
制度の内容が変わります

問 町民税務課 国保年金係 ☎77-3913

平成26年4月1日から国民健康保険短期人間ドックの制度が変わります。

補助額が基本ドック費用額の80%（5万円限度）から、70%（5万円限度）に変更となり、新たにオプション検査分が補助の対象になります。

詳しい内容は、町民税務課国保年金係までお問い合わせください。

■補助額

人間ドックの検査費用額の70%（ただしオプション検査分を含め、5万円を限度とします。）

■利用条件

・年齢が満35歳以上満75歳未満の方
・前回実施（助成を利用した場合）

後、1年以上経過している方
・納期限の到来している国民健康保険税を完納している世帯の方
・国民健康保険に加入後、1年以上経過している方
・平成25年度芝山町特定健診を受けていない方

※脳ドックについては、利用後2年以上経過している方に限りません。

■利用方法

人間ドック予約後、受診日までに町民税務課国保年金係に申請してください。
※必要なもの 保険証、印鑑